

福法第 263 号
平成25年12月6日

各 法人代表者様

枚方市福祉部法人指導課長

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について（通知）

日頃より、本市の福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、標記のマニュアルについて、改正の通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、各法人におかれましても、日頃から調理施設の衛生管理には留意されていることと存じますが、改正マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図られるようお願いいたします。
なお、関係資料につきましては、枚方市法人指導課ホームページに登載しておりますのでご覧ください。

記

1 通知文書等

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について
(平成25年10月22日付け食安発1022第10号 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

< 「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について (大阪府健康医療部HP)
<http://www.pref.osaka.jp/attach/4379/00059498/tairyoku.pdf>.

2 通知文書及び関係資料掲載HPアドレス

枚方市福祉部法人指導課ホームページ

【社会福祉法人等への通知等】

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/houjin-top/tuutibunsho.html>

枚方市福祉部法人指導課 TEL 072-841-1221 内線 3320 FAX 072-841-1322 E-mail houjin@city.hirakata.osaka.jp
